

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第30条第1項	汚水等排出施設の構造等の改善命令又は使用等の停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

排水水を排出する者が、その汚染状態が当該汚水等特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。